

香川県議会政務調査費交付規則を廃止する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年 3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第 6 号

香川県議会政務調査費交付規則を廃止する規則の一部を改正する規則
香川県議会政務調査費交付規則を廃止する規則（平成20年香川県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)</p> <p><u>2</u> 略</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規則の施行前に交付された政務調査費については、廃止前の香川県議会政務調査費交付規則（以下「旧規則」という。）第 5 条及び第 6 条の規定は、なおその効力を有する。</u></p> <p>(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>(香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</u></p> <p><u>4 この規則の施行前に交付された政務調査費に係る旧規則第 6 条の規定による会計帳簿の調整及び書類の保存については、改正前の香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第 2 及び別表第 6 の規定は、なおその効力を有する。</u></p>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。